

平成 22 年 2 月 2 日
総 務 局

行政書士に対する行政処分について

東京都行政書士会に所属する行政書士について、平成 22 年 2 月 2 日付けで、行政書士法（以下「法」という。）第 14 条の規定に基づき、下記の行政処分を行いました。

記

氏 名	上島 一雄
事務所の名称	上島行政書士法務事務所
事務所の住所	新宿区百人町一丁目 18 番 8 号 大久保カドビル 302 号
登録番号	第 06080191 号
処分内容	1 年間の業務の停止 (平成 22 年 2 月 3 日から平成 23 年 2 月 2 日まで)
処分理由	当該行政書士は、韓国国籍を有する者が、日本に不法滞在していることを知りながら、韓国にいるとする内容虚偽の在留資格認定証明書交付申請書を作成し、東京入国管理局横浜支局長に対して、同申請の取次を行った。さらに、同行政書士は、関係者宅を訪問し、本件の事実の隠蔽を図ったことが認められた。このことは、信用・品位の確保を責務とする行政書士としてふさわしくない重大な非行であり、法第 10 条の規定に違反する。 また、同行政書士は、領収証の正本への職印の押印及び副本の保存を怠った。このことは、法施行規則第 10 条の規定に違反する。
処分根拠	法第 14 条第 2 号

(問い合わせ先)
行政部振興企画課
電話 03-5388-2418